

# こども医療費助成の通院対象年齢拡充のお知らせ

こども医療費助成制度とは、健康保険の適用を受けて支払った医療費の一部負担が払い戻される制度です。

平成27年10月1日からうるま市こども医療費助成制度の通院対象年齢が「就学前(小学校入学前)まで」に拡充されました。助成を受けるためには、児童家庭課にて受給資格者証の交付申請手続きが必要となります。

(就学前の児童で申請手続きがお済みの方には、事前に受給資格者証を送付しております)

## 【助成を受けることができる年齢】

診療区分	助成対象年齢
通院	出生から小学校入学前(6歳に達した日以後の最初の3月31日)まで
入院	出生から中学校卒業(15歳の誕生日前日以後最初の3月31日)まで

※3歳児以降の通院については、一ヶ月につき一つの医療機関と、同医療機関から処方された薬局調剤分を合算して1,000円を超えた額を助成する事となります。

※健診・予防接種・診断書料・くすりの容器代など保険適用外の自費分は払い戻しの対象外です。

※自己負担額が21,000円を超える場合は、児童家庭課窓口にて手続きを行っていただく場合や支給が遅れる場合があります。

## 【助成方法について】

県内の各医療機関での受診の際に、こども医療費助成金受給資格者証を提示し、医療費を支払うと、診療月の翌々月の末日に指定された口座へ助成金が振り込まれる「自動償還方式」となっております。自動償還方式を導入していない医療機関(沖縄県立中部病院など)での受診分については、児童家庭課にて診療月の翌月以降1年以内に領収書を持参して申請が必要となります。

※助成の対象者には要件があります。また、助成の対象外となる費用もありますので、申請や詳細につきましては、児童家庭課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 児童家庭課 ☎973-4983



## ひとり親家庭における資格取得のための生活費を支援します



ひとり親家庭のお母さん・お父さんが、就職するときに国家資格をもっていたら有利になります。

資格取得のために学校に通って、その修業期間の生活費を支援することで、生活の負担軽減をし、資格取得・就職がスムーズになるよう支援します。

【対象資格】 ●看護師(准) ●介護福祉士 ●保育士 ●理学療法士 ●作業療法士 ●その他

※その他の資格については事前にご相談ください。

## 【支給額】

	月額	修了給付金
市民税非課税世帯	100,000円	50,000円
市民税課税世帯	70,500円	25,000円

【支給条件】 ひとり親家庭の父又は母であり下記の全てに該当する方

- ①児童扶養手当を受給している、又は同等の所得水準であること
- ②養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得及び就職が見込まれること
- ③仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められること
- ④過去に訓練促進給付金を受給していないこと

※市から養成機関への紹介・あっせんはありません。※学費等はご自身の負担です。※給付金を受けるためには、事前相談が必要です。

【お問い合わせ先】 児童家庭課 ☎973-4983